

運 免 第 1 0 8 号  
令 和 2 年 5 月 5 日

交 通 部 内 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長  
(新型コロナウイルス感染症対策免許対策班長)

運転免許関係業務の一部休止期間の延長について

運転免許関係業務については、「緊急事態宣言の発令による運転免許関係業務の一部休止について」(令和2年4月20日付け運免第59号)により一部休止期間等について指示されているところであるが、今般、政府において緊急事態宣言期間が延長されたことを踏まえ、運転免許関係業務の一部休止期間を令和2年5月31日まで延長することとしたので、各所属においては誤りのないようにされたい。

なお、休止期間を変更する場合は、別途連絡する。

担当 運転免許課企画係